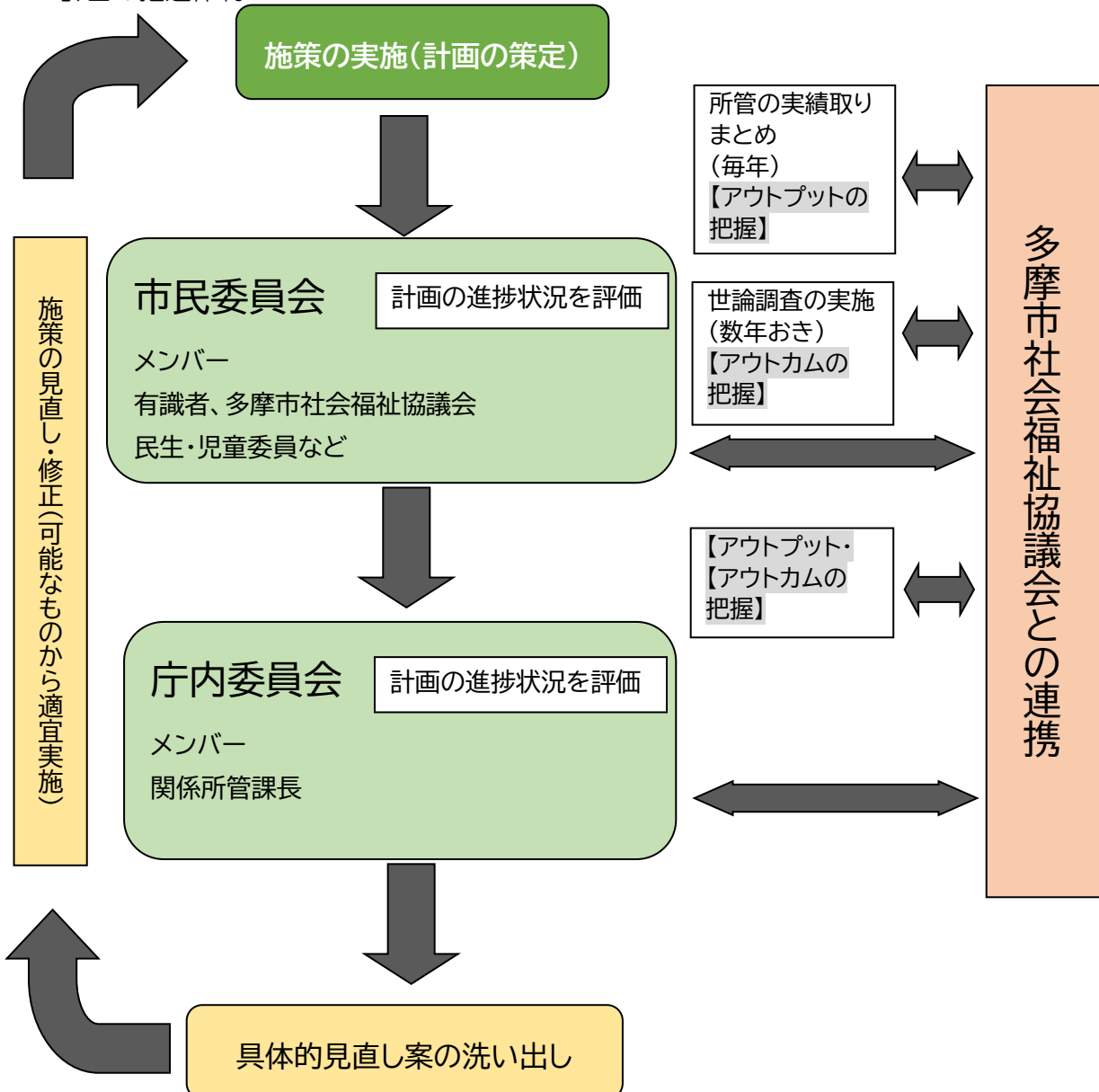


## 第6章 計画の推進

- 本計画の着実な推進に向けて、第5章で掲げた「目標指標」の着実な達成を目指します。
- 各施策、具体的事業について、年間の進行管理を通じて、行政として行ったこととしてのアウトプット（活動指標）を確実に把握するとともに、市民評価を通じて、市民の目線でのどのような成果が得られたのかというアウトカム（成果指標）を把握します。
- それらを総合的に評価し、改善につなげるため、市民を交えた「多摩市地域福祉計画推進市民委員会」（以下「市民委員会」）及び「多摩市地域福祉計画庁内委員会」（以下「庁内委員会」）により検討します。
- 計画の推進にあたっては、多摩市社会福祉協議会と連携し、取り組みます。

### ■計画の推進体制



---

## 関連資料

---

### 1 策定経過

年月日	事項
令和4年6月17日	令和4年度 第1回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
6月29日	第1回多摩市地域福祉計画庁内委員会
7月22日	第2回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
8月5日	第2回多摩市地域福祉計画庁内委員会
9月27日	第3回多摩市地域福祉計画推進市民委員会 第4回第5次多摩市地域福祉活動計画策定委員会【合同開催】
10月7日	第3回多摩市地域福祉計画庁内委員会
10月21日	第4回多摩市地域福祉計画推進市民委員会
11月4日	第4回多摩市地域福祉計画庁内委員会
11月28日 ～ 12月19日	パブリックコメント
12月16日	第5回多摩市地域福祉計画推進市民委員会（予定）

## 2 多摩市地域福祉計画推進市民委員会

### ■委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名	所属
学識経験者	宮城 孝 ◎	法政大学現代福祉学部教授
学識経験者	室田 信一 ○	東京都立大学人文社会学部准教授
民生委員・児童委員	紀 初子	多摩市民生委員協議会
市民団体	千葉 胤昌	多摩市自治連合会
福祉関係団体	荒井 永理	一般社団法人祥鶴
福祉関係団体	安藤 弘喜	地域福祉推進委員会
福祉関係団体	近藤 浩	特定非営利活動法人福祉亭
福祉関係団体	川辺 一成	多摩市社会福祉協議会
教育関係団体	松井 徳孝	多摩市立中学校PTA連合会
商工関係団体	澤 昌秀	京王電鉄株式会社

### ■多摩市地域福祉計画推進市民委員会設置要綱

平成29年5月31日多摩市告示第329号

(設置)

第1条 多摩市地域福祉計画（以下「計画」という。）に定める施策の推進に当たり、地域福祉に係る市民の意見等を反映させるため、多摩市地域福祉計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 地域の状況及び市民のニーズに関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 民生委員・児童委員 1人以内

(3) 次に掲げる団体に所属する者のうちから当該団体が推薦するもの 7人以内

ア 市民団体

イ 福祉関係団体

ウ 教育関係団体

エ 商工関係団体

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成35年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会の会議は、原則として公開する。

4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成 35 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

### 3 多摩市地域福祉計画庁内委員会

#### ■委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名
市民自治推進担当部長 (企画政策部市民自治推進担当課長事務取扱) コミュニティ・生活課長事務取扱	田島 元
防災安全課長	城所 学
経済観光課長	渡邊 哲也
文化・生涯学習推進課長	齋藤 友美雄
児童青少年課長	石山 正弘
子育て・若者政策担当課長	水野 誠
福祉総務課長	松崎 亜来子 ◎
生活福祉課長	松田 隆行
健康推進課長	金森 和子
保険年金課長	松下 恵二
高齢支援課長	五味田 福子
介護保険課長	廣瀬 友美
障害福祉課長	平松 涉
発達支援担当課長	相良 裕美
健幸まちづくり推進室長	原島 智子 ○
住宅担当課長	長谷川 啓
永山公民館長	北方 静史

#### ■多摩市地域福祉計画庁内委員会設置要綱

令和元年5月29日多摩市告示第20号

(設置)

第1条 多摩市地域福祉計画（以下「計画」という。）の施策の進捗状況を把握し、庁内における横断的な取組の実現に向けた課題及び情報の共有並びに連絡調整を行い、地域福祉に関する施策を総合的に検討するため、多摩市地域福祉計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する施策又は業務の相互連携及び情報交換に関すること。
- (2) 計画内容の見直し、検討及び調整に関すること。
- (3) その他計画に関し市長が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部福祉総務課長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、委員会の会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年多摩市告示第140号）

この要綱は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年多摩市告示第326号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策部市民自治推進担当課長	総務部防災安全課長	市民経済部経済観光課長	くらしと文化部コミュニティ・生活課長	くらしと文化部文化・生涯学習推進課長	子ども青少年部児童青少年課長	子ども青少年部子育て・若者政策担当課長	健康福祉部福祉総務課長
-----------------	-----------	-------------	--------------------	--------------------	----------------	---------------------	-------------

健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部保険年金課長 健康福祉部  
 高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担  
 当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部住宅担当課長 永山公民館長

#### 4 用語説明

	用語	内容
あ		
か		
さ		
た		
な		
は		
ま		
や		
ら		
わ		
A		

